

# 第4章 環境基本計画に基づく進行管理

本市は、吹田市第2次環境基本計画（改訂版）に基づいて環境施策の進行管理を行っています。年度ごとに施策の取り組み実績と目標の達成状況とをとりま

とめ、環境審議会に報告しています。

審議会での審議や評価を公表するとともに、次年度以降の施策に反映し、更なる取り組みを行います。

## ■ 吹田市環境審議会

吹田市環境審議会は、吹田市環境基本条例に基づき設置される市長の附属機関です。環境審議会は、環境基本計画に関することや環境施策の重要事項などについて審議します。

審議会は誰でも傍聴することができ、議事概要と資料はホームページや市の窓口で閲覧できます。

委員構成（24人）平成28年（2016年）7月1日現在

|               |    |
|---------------|----|
| 学識経験者         | 8人 |
| 市議会議員         | 6人 |
| 事業者           | 2人 |
| 公募市民          | 2人 |
| 市内の公共的団体等の代表者 | 6人 |

## ■ 環境審議会による評価

平成27年度（2015年度）の環境施策の実績について評価するため、平成28年（2016年）8月8日に環境審議会が開催されました。環境施策の柱ご

とに取り組み実績、指標の達成状況に対して意見が交わされ、以下の評価をしました。

### 1 限りあるエネルギーを大切に使う低炭素社会への転換

平成25年度（2013年度）のエネルギー消費量については、平成23年度（2011年度）の原発事故の影響による電力需給の逼迫に伴う家庭での節エネルギーの意識の向上により、夏季及び冬季の節電が継続されたことから、家庭部門で減少となっています。しかし、平成25年度（2013年度）は、政府の経済政策による景気回復に伴い、業務部門及び産業部門（主に製造業）においてエネルギー消費量が増加したため、市域全体においてもエネルギー消費量が増加しています。また、電気の排出係数<sup>(※)</sup>についても増加しており、エネルギー消費量の増加と併せて、温室効果ガスの排出量を増加させています。今後さらに、限られたエネルギー資源の中でのライフスタイルや事業活動の転換が求められています。

平成27年度（2015年度）は、市民・事業者への節エネや省エネ機器、再生可能エネルギーの導入についての啓発・誘導が実施されるとともに、市役所の率先行動としての節エネ、省エネ機器等への更新・導入、再生可能エネルギーの導入が行われています。

今後、これらの取組をさらに展開するとともに、市域における再生可能エネルギーの積極的な導入、省エネ機器等への更新・導入

を進めるなど、低炭素社会への転換をめざし、取組を加速させることが求められています。とりわけ業務部門の削減が重要であり、そのためにも公共施設においては、エネルギー消費量の大幅な削減に向け、率先して再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等の導入や更新を進めるとともに、その成果やノウハウを市内の事業所へ情報提供を行うことで、導入促進を図る必要があります。

また、エネルギー消費量、市域の年間温室効果ガス排出量及び吹田市役所の事務事業に伴う温室効果ガス排出量については、このままでは平成32年度（2020年度）の目標達成が極めて困難な状況であることから、平成28年（2016年）3月に策定した「吹田市地球温暖化対策新実行計画（改訂版）」において定めた施策を積極的に取り組んでいく必要があります。

※電気のCO<sub>2</sub>排出係数とは、電気の供給量（1kWh）当たりどれだけのCO<sub>2</sub>を排出しているかを示す数値です。電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量は（電気の使用量）×（電気の排出係数）で算出します。排出係数が増加すると、CO<sub>2</sub>排出量も増加します。火力発電の割合が高くなれば、一般的に電気の排出係数が増加します。

### 2 資源を大切に作る社会システムの形成

市民1人当たりのごみの排出量は、環境意識の高まりや社会経済状況を反映して、年々減少傾向にあります。減少の度合いが低くなっています。また、リサイクル率がここ2年減少しているとともに、市民の身近な環境活動の1つであるマイバッグ持参率が横ばいとなっており、両指標の目標達成が極めて困難な状況となっています。市民・事業者の排出者としての意識の向上や、事業者によるマイバッグ持参率向上のための取組により、ごみの減量やリサイクル、マイバッグの持参について、一定の効果が現れていますが、今後さらにこれらの取組を進めるためには、更なる市民・事業者の意識の向上を図る必要があります。具体的には、廃棄物減量

等推進員制度の活用による資源ごみの分別排出の徹底や地域のイベントごみの減量の推進等を図ること、多量排出を行う事業者への指導・啓発を充実させること、マイバッグの持参に関する啓発を充実させることなどの取組を進めていく必要があります。

また、平成28年度（2016年度）に中間見直しを行う「吹田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理プラン）」において、市民・事業者との連携・協働の取組を更に進める施策として、雑紙などの資源化が進んでいないごみの分別促進施策や、更なるごみの発生抑制などの環境に配慮した行動への誘導を図る施策を立案し、積極的に取り組んでいく必要があります。

### 3 健康で快適なくらしを支える環境の保全

環境汚染防止対策については、監視体制の充実や市民、事業者への啓発活動の推進により、着実に施策や取組が進んでいます。平成27年度(2015年度)は、平成26年度(2014年度)に引き続き大気中の二酸化窒素濃度の環境目標値達成率100%(全測定局数4局)が維持されています。今後も引き続き、大気汚染や水質汚濁などの環境汚染に適切に対応するため、きめ細やかな規制や誘導、啓発を進める必要があります。

環境美化の推進については、JR岸辺駅周辺が新たに環境美化推進重点地区に指定されるなど、公共空間の美化を推

進する取組が進んでいます。今後も公共空間の美化、住環境の向上に向けて、市民、事業者との連携・協働による取組を継続する必要があります。

また、近年、都市部で注目されているヒートアイランド現象の緩和・抑制に向けては、吹田市役所エコオフィスプランや環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】の手続きを活用して、公共事業、開発事業ともに対策の促進が図られています。特に夏場における省エネルギーを推進するとともに、建築物・道路・駐車場の蓄熱抑制化など、地域特性に応じた具体的な施策や取組を進める必要があります。

### 4 みどりを保全・創出・活用し、市民に親しまれるまちの形成

平成27年度(2015年度)は、緑あふれる未来サポーター制度(公園)の登録団体数が目標値を達成しています。また、緑化路線延長累計は、平成26年度(2014年度)に目標値を達成しています。一方、平成26年度(2014年度)の市域面積に対する緑地面積の割合が把握されていますが、生産緑地地区面積等が減少したため、平成21年度(2009年度)と

比較してその割合が減少しています。また、人口増加により市民1人当たりに対する都市公園面積も減少しています。今後、平成28年度(2016年度)に策定を行う「吹田市第2次みどりの基本計画改訂版」に基づき、質及び量の双方を重視した緑化を推進する必要があります。

### 5 快適な都市環境の創造

平成27年度(2015年度)は、指標に関する調査が実施されていませんが、今後も目標値達成のため、引き続き市民・事業者等への啓発や取組の支援を進めるとともに、開発事業に対する誘導に取り組んでいく必要があります。

交通環境については、市民向けの公共交通マップを作成・配布し、自動車利用の抑制を図るとともに、市民・事業者との連携によるエコウォークイベントを開催するなど啓発が進んでいます。また、コミュニティバスの利用人数や移動経路の

バリアフリー化率も年々、増加傾向にあり、取組が進んでいることが伺えます。ただし、移動経路のバリアフリー化率の目標達成のためには、加速度的に取組を進める必要があります。

市域の開発に対し、すまいる条例や環境まちづくり影響評価条例、環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】を運用し、環境に配慮した開発事業の誘導が図られています。今後も、引き続き、これらの制度を積極的に運用し、効果的に誘導することが必要です。

## 重点プロジェクト

地球温暖化対策に係る地域特性に応じた取組として、大学と連携した持続可能な社会構築のためのシンポジウムを開催するなどの取組が進んでいます。また、市民、事業者、行政の3者協働組織である「アジェンダ21すいた」において、地球温暖化に関するイベントを開催し、市民への啓発を図るなど市民・事業者との連携による取組も実施されています。併せて、市の率先行動としての節エネの取組、公共施設における再生可能エネルギーの導入も進んでいます。

今後も引き続き、市民・事業者との連携のもと、地域特性に応じた施策や取組を展開するとともに、公共施設における省エネ機器や再生可能エネルギーの導入を加速させる必要があります。

ヒートアイランド対策については、吹田市役所エコオフィスプランや環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】を活用した対策の促進が図られています。また、みどりのカーテン講座など、市民が身近に実践できる取組についての啓発も進んでいます。

今後も引き続き、これらの取組を進めるとともに、建築物・道路・駐車場の蓄熱抑制化に努め、長期的な視点に立った施策や取組を検討し、実施していく必要があります。

環境パートナーシップの推進については、前述のアジェンダ21すいたとの連携・協働による取組として、新たに小学校3校における子ども版環境家計簿を使用した授業を実施しているほか、市民公益活動センターにおける環境に關

わるフェスタ(かえっこバザール)の開催や、千里リサイクルプラザと共催で環境学習の発表会を開催するなど、連携活動が取り組まれています。

今後もこれらの取組を積極的に展開するとともに、プラットフォーム組織の形成・拡充が図られるよう、支援や情報提供、情報共有を進める必要があります。

エコスクールの推進については、エコスクール活動簿(環境の取組にかかるチェックシート)を活用した児童、生徒、教員の環境に対する意識の向上が図られています。また、みどりのカーテンやピオトープ、学童農園など実践的な取組も進んでいます。太陽光パネルの導入などの施設面での整備も進める必要があります。

今後、教育部門や環境部門をはじめ、関係部門による連携を強化しつつ、更なる取組を展開する必要があります。

地域における環境教育の推進として、廃油石鹸作り、ごみの分別方法、みどりのカーテン講座などの地区公民館講座や、環境問題について理解と認識を深めるための「すいた環境教育フェスタ」が開催されています。

また、学校や地域で環境保全活動を実践する人材の育成に向け、新たに幅広い世代を対象とした「すいた環境サポーター養成講座」を開催し、20名が修了されています。

今後も引き続き、市民が参加しやすい実践的な講座を企画・開催するとともに、環境活動を実践するNPO団体等への支援及び人材の育成に取り組む必要があります。